

船形コ口二一施設整備検討会

報 告 書

平成28年3月

船形コ口二一施設整備検討会

目 次

I	はじめに	3
II	船形コロニーの現状と課題	
1	船形コロニーの現状	4
2	船形コロニーの課題	7
3	施設整備の検討の視点	12
III	船形コロニーの役割と機能	
1	基本的な考え方	13
2	求められる役割・機能	13
3	今後の方向性	15
IV	施設整備の方向性	
1	基本理念・基本方針	16
2	整備方針	17
3	整備場所	20
4	整備内容・規模	21
V	施設整備の基本計画	
1	各建物の構成	24
2	各建物の整備場所	31
3	各建物の配置	32
4	整備手順	33
5	整備スケジュール	36
VI	事業手法の検討	37
VII	今後の検討課題の整理	39
VIII	おわりに	40
	参考	
	船形コロニー施設整備検討会開催要綱	42
	船形コロニー施設整備検討会構成員名簿	45
	検討経過	46
	資料編	51

I はじめに

- 昭和48年8月に開設した「宮城県船形コロニー」（黒川郡大和町）は、現在3棟の居住棟（おおくら園、かまくら園、とがくら園）を使用しているが、このうち最も古い居住棟である「おおくら園」は建築してから約40年、「かまくら園」は30年超が経過し、施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り、屋根・外壁の亀裂等）が発生しており、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、施設の建て替えを視野に入れた施設・設備の更新が喫緊の課題となっている。

- また、児童福祉法の改正に伴い、福祉型障害児入所施設である「宮城県啓佑学園」（仙台市泉区）の18歳以上の入所利用者は、平成30年3月末までに障害者のサービスへ移行する必要があることから、その受け入れ先の確保が喫緊の課題となっている。
このため、啓佑学園の18歳以上入所利用者を受け入れ、障害者としての適切なサービスを提供する施設の一つとして、船形コロニーを整備することが必要となっている。

- 県では、上記の課題の解決等に向けた県立障害児者入所施設（啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニー）の今後の方向性を検討するため、平成26年度に「県立障害児者入所施設のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）を設置し、県立障害児者入所施設に関する検討を行った。
あり方検討会では、船形コロニーの施設整備に関して、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ時期や建て替え時期に併せて、ハード・ソフト両面からの一体的な整備が求められること、当面は期限が差し迫る啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け皿の確保に向けて優先的に取り組む必要があることなどから、段階的な施設整備についても検討していく必要があるとの意見が出された。

- これらの議論の結果を踏まえ、老朽化が著しい船形コロニーの施設整備のあり方等について具体的に検討するため、平成27年4月に「船形コロニー施設整備検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。

- 検討会は、学識経験者や施設関係者、施設利用者の家族及び保健福祉行政担当者をメンバーとし、平成27年5月から平成27年8月までの間、計5回の会議を開催し、それぞれの立場から船形コロニーの施設整備の今後の方向性について議論を重ねてきた。

- 本報告書は、これまでの県の取組状況を踏まえながら、上記の課題解決に向けて、船形コロニーが県立施設として果たすべき役割や機能を整理し、今後の施設整備の方向性について、検討会としての検討結果を取りまとめたものである。

II 船形コロニーの現状と課題

1 船形コロニーの現状

(1) 施設の概要

- 施設名 : 宮城県船形コロニー
- 所在地 : 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
- 開設年月 : 昭和48年8月
- 定員 : 施設入所支援, 生活介護: 300人 (受入可能人数210人)
就労継続支援B型: 20人
短期入所: 10人
- 敷地面積 : 466, 603.24㎡
- 建物面積 : 20, 123.31㎡ (うち居住棟8, 274.54㎡)
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 他非木造
- 施設内容 : 管理棟, 給食棟, 訓練棟, 体育館, 居住棟, 車庫, 温室棟,
エネルギー棟, 倉庫 他
- 設置者 : 宮城県
- 運営者 : 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 (指定管理者)
(第一期指定期間: 平成18年度~平成22年度)
(第二期指定期間: 平成23年度~平成27年度)

(2) 沿革

- 昭和43年の「宮城県精神薄弱児者総合福祉施設基本構想」に基づき, 重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて, 自立への道を開くことを目指した総合援護施設として, 昭和48年8月に「宮城県船形コロニー」が現在地に開設した。
- 開設当初は, 更生施設「はちくら居住区」(定員100人)でスタートしたが, その後更生施設(「おおくら居住区」, 「かまくら居住区」)や授産施設(「まつくら居住区」)が順次整備され, 平成5年10月に更生施設「とがくら居住区」が開設したことで, 全体で5居住区, 定員500人の施設規模となった。
- その後, 平成16年2月の「みやぎ知的障害者施設解体宣言」, 平成17年の知的障害者更生施設「宮城県船形学園」及び知的障害者授産施設「宮城県船形コロニー」の閉園に伴い, それぞれの施設利用者の受け入れを行った。
- 平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い, 地域生活移行を進めたことで入所利用者数が減少したため, 減少する入所利用者数に応じて定員数を順次削減しており, 平成17年度末には定員数を300人に設定している。
- 地域生活移行の進展や施設の老朽化等に伴い, 平成18年3月末には「はちくら園」を, 平成19年3月末には「セルフふながた」をそれぞれ閉鎖している。
- 平成18年度から指定管理者制度を導入し, 民間事業者による施設の管理運営を行っている。
- 平成23年11月からは, 指定障害者支援施設として新体系に移行している。

(3) 利用者の状況

(施設入所支援, 生活介護)

- 現在, 入所利用者は3つの居住棟(おおくら園, かまくら園, とがくら園)で生活しているが, 施設の老朽化の影響や一人部屋ニーズへの対応等により, 実質的な受け入れ可能人数は210人となっている。近年, 入所利用者数は受入可能人数を満たした状態で推移している。
- 県全域のセーフティネットの役割を果たす施設として, 従来から重度・最重度の障害者を中心に受け入れてきたが, 現在は, 地域生活移行が難しいとされる重度・最重度の障害者の割合が増加している傾向にあり(平均障害支援区分4.98), 障害の重度化が進んでいる。
- 入所利用者の平均年齢は51歳(男性46歳, 女性55歳)であり, 65歳以上の割合が全体の21.0%を占めており高齢化が進んでいる。また, 入所利用者の高齢化に伴い, 胃瘻や喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする割合についても増加傾向にある。
- 入所利用者は, 夜間は施設入所支援, 日中は生活介護のサービスを利用している。日中の活動場所を可能な限り生活の場所から離すことで, 一日の生活にメリハリをつけている。
- 主な日中活動の内容として, 入所利用者の障害特性や能力等に応じて, 軽作業(銅線リサイクル, 草花の育成等), 各園内で実施する機能訓練(リハビリ, 自然散策, 軽運動)や情操活動(創作活動, 音楽活動等), レクリエーション(ゲーム, グランドゴルフ等), 外出(買い物, 見学等)を行っている。

◆各居住棟の入所利用者数, 支援内容(平成27年4月1日現在)

居住棟名称	入所利用者数	入所利用者の 主な特性	支援内容
おおくら園	59名 (男性59名, 女性0名)	重度障害	入所支援と日中活動支援の連携による生活援助等
かまくら園	64名 (男性44名, 女性20名)	行動障害 自閉的傾向	行動障害・自閉的傾向等を有する入所利用者の生活援助等
とがくら園	87名 (男性41名, 女性46名)	要介護 要医療	生活支援と医療的ケアに配慮した生活援助, 重度・高齢・肢体不自由等の入所利用者の生活介護
合計	210名 (男性144名, 女性66名)		

(就労継続支援B型)

- 就労継続支援B型事業は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 就労の機会を提供することを目的としている。

- 利用定員数は20人であるが、現在の利用者は17名（男性14名、女性3名）であり、船形コロニーを退所した地域生活移行者を中心に受け入れている。
- 個別支援計画に基づき、馬房清掃作業（所外）、洗濯物仕分け作業、所内緑地管理等請負作業、農耕作業（野菜等農産物やジャム等の加工品の販売）、廃棄物等リサイクル収集作業（段ボール等廃棄物の処理）等の作業を行っている。

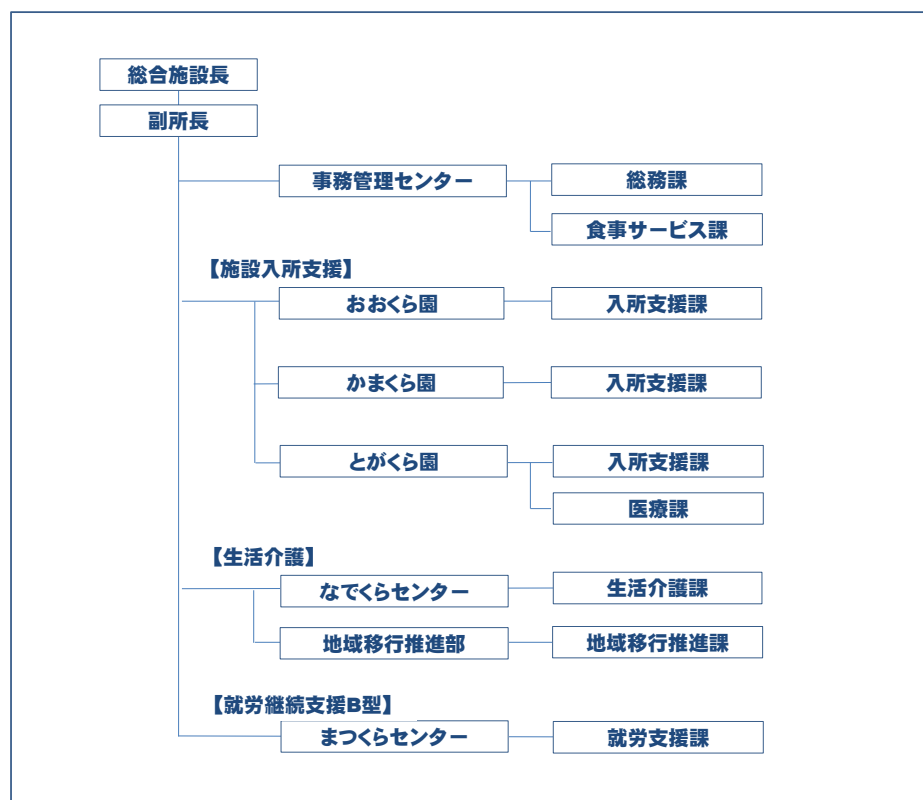
（短期入所）

- 短期入所（ショートステイ）は、在宅で家族等による支援を受けることが一時的にできなくなった場合や危険の回避等のために緊急の利用が必要な場合において、短期間の入所を受け入れるもので、地域で生活する障害者を支える受け皿となるものである。
- 利用定員数は10名であり、近年は、年間30名前後の利用者（実契約数）で推移している。平成26年度の利用者は28名である。

（4）組織及び施設職員の状況

- 現在、指定管理者制度の導入により、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が指定管理者として施設運営を行っている。

◆組織体制（平成27年4月1日現在）



◆業務内容

名 称	業 務 内 容
事務管理センター（総務課・食事サービス課）	施設の運営，庶務，食事サービス，施設の維持管理等を行う
おおくら園（入所支援課）	施設入所支援と入所利用者の特性に応じた日中活動支援を行う
かまくら園（入所支援課）	
とがくら園（入所支援課・医療課）	
なでくらセンター（生活介護課）	生活の場を離れた日中活動支援と日中生活全般の支援等を行う
地域移行推進部（地域移行推進課）	利用者の地域生活移行の推進，入退所，短期入所の調整等を行う
まつくらセンター（就労支援課）	個別支援計画に基づく作業支援（就労継続支援B型）を行う

◆施設職員数の内訳（平成27年4月1日現在）

	総 合 施 設 長	副 所 長	園 長／部 長 ／セ ン タ ー 長	副 園 長	課 長	係 長	事 務 員	生 活 支 援 ワ ー カ ー 等	看 護 師	栄 養 士	調 理 員	運 転 ・ 業 務	合 計
事務管理センター	1	1			1	1	2			3 (1)	14 (11)	1 (1)	24 (13)
おおくら園			1	1		3		25 (8)					30 (8)
かまくら園			1	1		3		32 (10)					37 (10)
とがくら園			1	1		4		38 (12)	4 (2)			1	49 (14)
なでくらセンター 地域移行推進部			1			2		5 (3)					8 (3)
まつくらセンター			1			1		6 (5)					8 (5)
計	1	1	5	3	1	14	2	106 (38)	4 (2)	3 (1)	14 (11)	2 (1)	156 (53)

*括弧内は嘱託職員及び臨時職員で内掲

*なでくらセンター長と地域移行推進部長は兼務

2 船形コロニーの課題

(1) 施設・設備の老朽化への対応

(現状・課題)

- 現在、使用している居住棟の3棟（おおくら園，かまくら園，とがくら園）は、いずれも築20年以上が経過している。このうち最も古い居住棟である「おおくら園」は、昭和49年10月に開設しており、建築してから約40年が経過している。
- 居住棟の法定耐用年数は47年（鉄筋コンクリート造，寄宿舍用）であるが、これまで大規模修繕など施設長寿命化のための措置を講じず、随時の修繕で対応してきたため、現在、施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り，屋根・外壁の亀裂，建具の破損等）が発生している。

- このため、使用できない居室等があること、また、「おおくら園」では、バリアフリーに未対応であるために車椅子移動が困難な状況にあるなど、入所利用者の日常生活や新規の入所希望者の受け入れ等にも影響が生じている。
- 各居室は2～4人の相部屋中心であり、1人当たりの居室面積は平均8.58㎡となっている。現在の障害者支援施設等の設備基準（1人当たり9.9㎡以上）と比べると、各居室は基準面積以下で狭隘化していることから、居室面積の確保やプライバシーの確保など、生活の質の向上が課題となっている。
- その他、敷地内の作業・活動棟、事務管理センター、体育館、エネルギーセンター（ボイラー設備・配管等）についても、施設・設備の老朽化が進んでいる。一部については、雨漏りや水漏れ等の不具合が発生しており、近年、修繕を要する箇所や頻度は増加傾向にある。

(方策・対策)

- 老朽化した現施設を建て替えし、安全・安心な居住環境や支援環境を整備するとともに、生活の質の向上のための取り組みが必要である。

◆各居住棟の状況（平成27年4月1日現在）

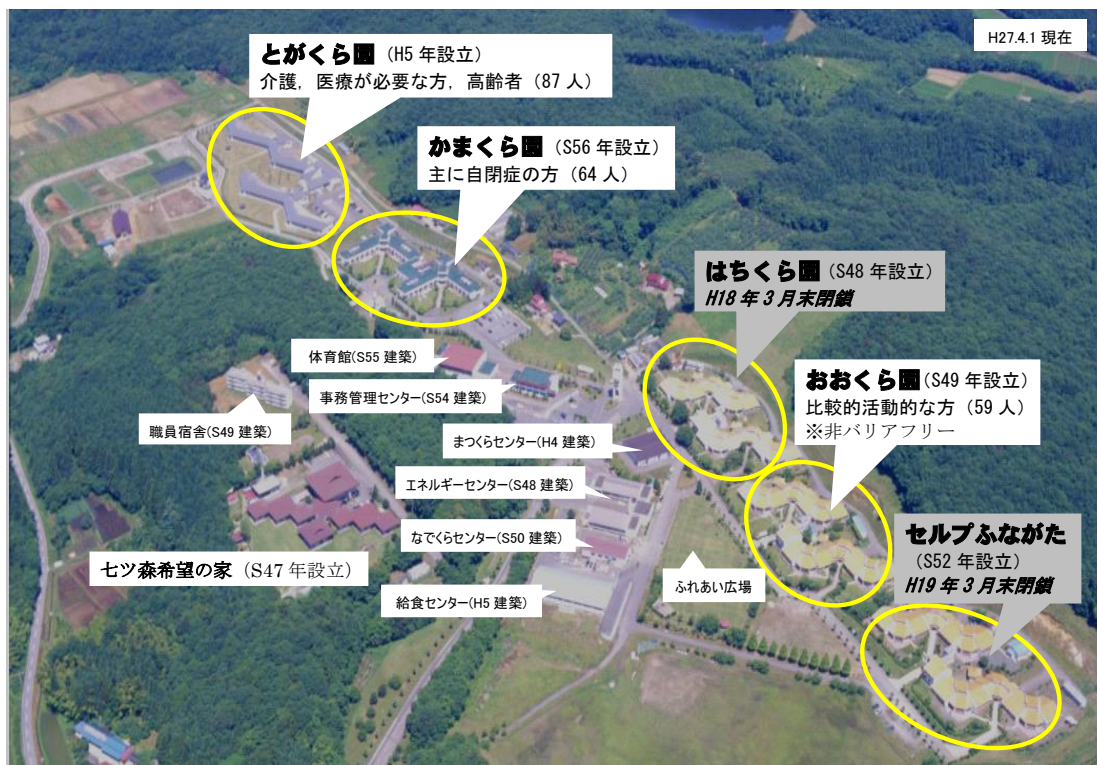
建物名称	建築年	経過年	構造	延床面積	耐震化	バリアフリー化	状況
おおくら園	S49	40年	RC	2,352.49㎡	済	未対応	老朽化により不具合箇所多数
かまくら園	S56	33年	RC	2,567.99㎡	済	対応済	軽微修繕済
とがくら園	H5	21年	RC	3,354.06㎡	済	対応済	軽微修繕済
はちくら園	S48	41年	RC	2,336.50㎡	済	未対応	H18.3 閉鎖
セルブふながた	S52	37年	RC	2,368.23㎡	済	未対応	H19.3 閉鎖

◆各居室の状況

建物名称	1室当たりの延床面積	居室数	最大収容人数	1人当たりの居室面積
おおくら園	26.0㎡ (4,000mm*6,500mm)	24室	4人/1室	6.5㎡/人
かまくら園	31.2㎡ (4,800mm*6,500mm) 20.8㎡ (3,200mm*6,500mm)	24室 2室	4人/1室 2人/1室	7.8㎡/人 10.4㎡/人
とがくら園	19.3㎡ (3,500mm*5,500mm)	58室	2人/1室	9.6㎡/人

◆その他構成建物の状況（平成27年4月1日現在）

建物名称	建築年	経過年	構造	階数	延床面積	備考
事務管理センター	S54	36年	RC	2	713.88 m ²	
体育館	S55	34年	RC	1	847.30 m ²	
とがくら園管理棟	H5	21年	RC	1	681.00 m ²	とがくら園居住棟に併設
なでくらセンター	S50	40年	S	1	318.05 m ²	活動棟（生活介護）
まつくらセンター	H4	22年	S	1	607.45 m ²	作業棟（就労継続支援 B 型）
エネルギーセンター	S48	41年	RC	1	1,022.65 m ²	ボイラー設備、配管等
給食センター	H5	22年	RC	1	821.94 m ²	食事の提供



(2) 入所利用者の高齢化、障害の重度化への対応

(現状・課題)

- 障害者支援施設では、入所利用者の高齢化が進んでおり、胃瘻・喀痰吸引・インスリン注射等の医療的ケアへの対応や通院への対応など、高齢化に対応した支援のあり方や専門職員の確保が全国的な課題となっている。
- 船形コロニーにおいても、高齢化等に伴い、医療的ケアを必要とする入所利用者が増加している。現在、居住棟の一つである「とがくら園」を中心として、介護や医療的ケアが必要な入所利用者に対する支援を行っている。
- 今後増加が見込まれる医療的ケアへのニーズに対して、入所利用者の介護状況に合わせた支援のあり方や専門職員の確保など、支援体制の整備に向けた検討が必要となっている。
- 強度行動障害は、自傷、他傷、破壊、非衛生的、異食、極端な固執行動等の著しい行動が見られる障害であり、障害特性と環境要因が合致せずに、人や場に対する嫌悪感や不信感が高まり、強度行動障害を引き起こすと言われている。重度・最重度の知的障害があったり、自閉症の傾向が強いコミュニケーションが苦手な障害者が強度行動障害になりやすいと言われている。民間施設等では受け入れが難しい強度行動障害を有する入所利用者について、障害特性を理解し環境要因を改善する支援プログラムの充実に向けた取り組みが必要となっている。

(方策・対策)

- 高齢化等に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応できるよう、医療との連携や看護師等の専門職員の確保など支援体制の拡充に取り組む必要がある。

(3) その他関連する課題

①啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れに向けた対応

- 啓佑学園は、重度・最重度の障害児を対象とする県立の福祉型障害児入所施設（定員数60人）である。平成24年4月の児童福祉法の改正前までは、必要と認められれば成人後も入所を継続することができたが、法改正後は障害児の入所施設として、原則として18歳未満の障害児のみを対象とすることになった。
- これにより、従来18歳以上であっても引き続き支援が必要であるとして、継続して入所が認められていた入所利用者は、障害者を対象とした支援サービスへ移行する必要がある（必要に応じて20歳まで入所が可能）。
- 経過措置として、平成30年3月末までは18歳以上入所利用者の入所が認められているが、それ以降の入所はできないことから、18歳以上入所利用者に対して、平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要がある。現在、18歳以上の入所利用者数は28名であり、平成30年3月末までに18歳に到達する11名を加えた計39名（平成27年4月1日現在）が移行対象者となっている。

- 船形コロニーにおいては、障害者に対する適切な支援サービスを提供する場の一つとして、啓佑学園の18歳以上入所利用者を受け入れることができる環境整備や体制整備を行う必要がある。

②地域の環境整備

- 現在、船形コロニーの入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、また、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、地域生活への移行が難しい状況になっている。
- 現状のグループホームは、生活環境（バリアフリー化、車椅子対応、手すりの設置等）や支援体制（世話人、支援員の配置、医療的ケアへの対応等）において、高齢化や障害の重度化への対応が難しい状況にある。このため、利用者の高齢化等に伴い、グループホームでの生活が困難となり、障害者支援施設に再入所するケースも増えている。
- 障害者が住み慣れた地域で生活していくためには、グループホームや民間施設などの住まいの場の確保、日中活動の場の充実、医療的ケアへの対応、相談支援体制の整備など、地域における持続可能な生活環境を構築する必要がある。
- 一方、入所施設である障害者支援施設については、昨年度の「県立障害児者入所施設のあり方検討会」において、地域生活移行の方向性と併せて、地域に分散して整備すべきとする意見や、家族との面会や一時帰宅を容易にするためにも自宅近くでの施設整備を要望する意見等が出されている。
- 船形コロニーにおいては、地域のグループホームや関連施設等との連携体制を構築し、在宅の障害者の支援等を行うなど、民間入所施設や民間事業者との役割分担を図りながら、必要となる機能や規模を検討していく必要がある。

③人材の育成・確保

- 障害者に対する支援の充実及び障害者の地域生活を支える環境整備を進めるためには、それらを担う人材の確保が欠かせないが、福祉に従事する人材の確保が非常に困難な状況にある。
- 特に看護師の確保は困難であり、医療が必要な障害者への支援ニーズが増大していることから、看護師や介護福祉士など医療や福祉等に従事する専門職の人材の確保に取り組む必要がある。
- 船形コロニーにおいて医療的ケアに対応するためには、医師の協力や専門職員の確保が不可欠であることから、障害福祉に理解ある医師との連携や協力等により、支援体制の充実を図るとともに、地域の人材育成に取り組む必要がある。

3 施設整備の検討の視点

- 現在，船形コロニーでは，ハード・ソフトの両面において課題を抱えており，その課題解決に向けた施設整備が求められている。
- 施設整備に当たっては，入所支援機能とともに，地域で生活する障害者に対する自立生活支援のための機能を充実させていく視点が必要である。
- このため，単に老朽化した施設を建て替えるのではなく，利用者や支援職員の視点にも配慮しながら，県立施設として求められる役割や機能を整理し，ハード・ソフトの両面から一体的に整備することで，県全域の障害福祉サービスの向上に繋がるような波及効果の高い施設として整備していくことが求められる。

III 船形コロニーの役割と機能

1 基本的な考え方

- 県内の知的障害児者（療育手帳所持者）は17,531人（平成26年3月31日現在）であり、県内人口の減少傾向に対して、増加の傾向にある。
- 県内の障害児者の入所施設は、県立・民間施設併せて49か所あり、主に知的障害者を対象とする入所施設は、船形コロニーを含めて24か所あるが、いずれの施設も入所利用者数は、ほぼ定員に達している。現在、民間における入所施設の創設等の新たな動きは無い。
- 船形コロニーでは、これまで民間施設では受け入れが困難である重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。
- これまで地域生活移行が一定程度進んだところであるが、現入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活移行の動きが鈍化している。
- 現在は、地域生活移行が難しい重度・最重度の障害者や、医療的ケアを必要とする障害者を中心に受け入れている。また、地域においても障害者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、地域生活へ移行した障害者が高齢化や障害の重度化に伴い、再び施設入所するケースも見受けられる。今後、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定されている。
- 以上のような現状を踏まえ、今後、船形コロニーに求められる役割・機能について、以下のとおり整理する。

2 求められる役割・機能

- 船形コロニーは、県立施設として、県全域のセーフティネットの役割や民間をバックアップする役割を担うほか、民間との連携や情報共有を図りながら、地域の社会資源を繋ぎ、コーディネートする役割を担う必要がある。
- また、これらの役割は、それぞれが相互に補完・関連しあいながら、それぞれの役割を果たすことができるよう、これら全てがバランス良く発揮できるような体制づくりを目指す必要がある。
- 地域の支援体制の機能向上を図るため、センター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を備えた地域の民間施設等を支える拠点施設として位置づける必要がある。

（基本的役割）

- **県全域のセーフティネットの役割**

事業採算性を含めて民間での対応が困難な障害者を受け入れ、セーフティネットとしての役割を担う必要がある。

○ **民間をバックアップする役割**

民間施設等での支援が一時的に困難となった障害者を受け入れるとともに、安定した後に民間施設等へ再入所するに当たり、支援方法に関する指導・助言を行うなど、民間をバックアップする役割を担う必要がある。

○ **地域の社会資源をコーディネートする役割**

民間施設や障害福祉関係者との連携や情報共有を図るとともに、民間の優れた取り組みに関する情報の収集や提供を通じて、県全体の支援技術の底上げを図る役割を担う必要がある。

(基本的機能)

○ **入所支援機能**（施設入所支援，生活介護（日中活動支援））

- 重度・最重度の障害者を受け入れ，入所利用者の特性やライフステージに沿った総合的な支援を行う。
- 創作的活動や機能訓練，生産活動など，豊かな日中活動の機会を提供する。
- プライバシー等に配慮した利用者本位の生活の場を提供する。
- 高齢化や障害の重度化に対応するため，医療的ケアなどの専門的支援を行う。
- 入所利用者の定期的なアセスメントを実施し，入所利用者の特性や家族の意向等を踏まえた適切な支援を行う。
- 地域生活移行が可能な入所利用者に対して，社会生活への適応性を高め，自立した生活ができるよう個別支援や自立支援を行う。

○ **地域生活支援機能**（就労継続支援B型，短期入所，相談支援）

- 就労が困難な通所利用者に対して働く場を提供し，知識・能力向上のために必要な訓練の場を提供する。
- 他施設では受け入れが困難な障害者の一時的な受け入れを行う。
- 地域の障害者やその家族が安定した生活を継続的に送ることができるよう，家族等の入院・レスパイトなどを理由とした一時的な受け入れを行い，家族等の負担を軽減する。
- 福祉・医療・保健などの各分野や関係機関との連携を図り，地域生活への移行や地域生活を継続・維持するために必要な相談支援を行う。

○ **県全域の障害福祉の拠点機能**（人材育成，関係機関との連携）

- 民間事業者との連携・協力により，支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や情報の共有化を図ることで，専門知識や技術の普及・向上を図る。
- 地域に開かれた施設とするため，様々な機会を捉えて地域との交流を図るほか，

実習生やボランティア等の積極的な受け入れを行う。

- 地域の医療機関や専門医師との連携・協力による支援体制の構築や看護師の確保など、医療分野との連携・協力体制の拡充を図る。

3 今後の方向性

- 船形コロニーは、障害者支援施設の中核施設として、重度・最重度の知的障害者を受け入れるとともに、特に入所利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、医療機関との連携及び看護師の確保に向けた施設機能の拡充や支援体制の構築を図る必要がある。

(今後の方向性)

- **入所支援機能の整備 ⇒ 個別支援の強化，利用者の生活の質の向上**
 - 入所利用者の高齢化，障害の重度化や強度行動障害のある方への支援の充実に取り組み，県全域のセーフティネットの役割を果たす施設とする。
 - 重度・最重度，高齢化，医療的ケア，自閉・行動障害等の多様な支援ニーズに対して，一人ひとりの状況や障害特性に合わせた個別支援や日中活動内容の充実を目指す施設とする。
 - 居住環境の充実，自立と社会参加の促進，医療機関との連携により，入所利用者の生活の質の向上を図る施設とする。
- **地域生活支援機能の整備 ⇒ 支援・連携体制の拡充**
 - 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう，地域で生活する障害者や民間施設等をバックアップするための拠点となる施設とする。
 - 短期入所は，地域で生活する障害者やその家族にとって，地域で安心した生活を送る上で，必要不可欠な支援メニューの一つであることから，関係機関との連携等により，スムーズな受け入れが可能となるような体制を整備する。
 - 地域生活移行者に対する就労や生産活動等において，利用者の拡充，工賃アップや販路拡大に向けた作業内容の検討や見直し，販路拡大のための関係機関との連携・協力を目指す。
- **県全域の障害福祉の拠点機能の整備 ⇒ 関係機関との連携強化，人材の育成・確保**
 - 医療機関や相談支援機関等，地域の社会資源との連携が図られるとともに，施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とする。
 - 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や，医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保するとともに，専門的な知識や技術を蓄積し，県全域へ提供し普及させる施設とする。

IV 施設整備の方向性

1 基本理念・基本方針

- 船形コロニーは、入所利用者が生活する場となる居住棟の他、関連する建物についても、施設・設備の老朽化が進んでいるため、入所利用者の日常生活や新規の入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、現施設の安全性、機能性などを含めた生活環境の改善が急務となっている。
- また、入所利用者の高齢化や障害の重度化など、高度化・多様化する支援ニーズに対応するとともに、県立の障害者支援施設としての役割を果たしていくためには、施設や機能の充実を目指した整備が必要である。
- このため、船形コロニーの現状と課題及び役割と機能を踏まえ、今後の施設整備に当たって、船形コロニーが目指すべき基本理念及び基本方針を、以下のとおり整理する。

【基本理念】

利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者主体の障害福祉サービスを提供する

利用者一人ひとりに対して安心と生きがいのある生活を実現するため、支援の個別化を図り、一人ひとりの状況や障害特性を踏まえた日常生活や日中活動の充実を図る必要がある。

また、利用者個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに育成されるよう、プライバシーの確保や生活の質を高め、地域社会との積極的な交流や障害福祉を支える場を創出する必要がある。

【基本方針 1】

利用者の生活の質の向上を図り、安全・安心で快適に生活できる施設とする

利用者が一人ひとりの状況や障害特性に応じた必要な支援を受けながら、自分らしい生活を送る場となるよう、安全・安心な環境のもとで、快適な生活ができる居住空間を提供し、生活の質の向上を図る必要がある。

また、一人ひとりが自らの目的を持ちながら、可能な限り社会的自立を目指す場でもあることから、入所利用者の能力に応じた自立生活を支援する活動や機会を提供する必要がある。

【基本方針 2】

高齢化や障害の重度化などに対応した支援の充実が図られる施設とする

船形コロニーや民間の入所施設、グループホーム等では、高齢化や障害の重度化が進展しており、今後も高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアなどの支援ニーズは高まるものと考えられることから、今後、支援に必要となる設備・機能の充実を図る必要がある。

【基本方針3】

県内全域の社会資源や民間事業者等との連携・協働が創出される施設とする

県内全域の社会資源や民間事業者等との連携・協働により、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を最大限に発揮し、求心力を高める取り組みが必要である。

また、施設のある周辺地域や地域住民との連携や交流を深めることにより、地域に開かれ、親しまれる施設を目指すべきである。

2 整備方針

- 船形コロニーの建て替えに当たっては、入所利用者の快適な居住空間を確保した施設構成とし、施設・建物の構造や配置が支援に際して有機的に機能するよう整備しなければならない。
- 併せて、入所利用者が適切でスムーズな支援を受けられることができるよう、支援職員の動線についても考慮する必要がある。
- 一方、限られた財源を有効に活用する視点から、現在の建築費高騰の状況や将来的な維持管理費の削減なども念頭に置きながら、費用対効果の高い整備手法や整備規模を整理した上で、必要となる施設整備を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、今後の整備方針等を以下のとおり整理した。なお、今後、整備に係る費用を積算し、必要に応じて見直しを行うことも検討すべきである。

【整備方針1】

現在の老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を建て替え、利用者にとって暮らしやすい環境を整備する

(施設全体)

- 各建物の機能の集約や相互連携を図り、施設全体の秩序や繋がりを確保する。
- 入所利用者にとって最適な動線を確保し、利便性・機能性の高い施設を整備する。
- 入所利用者に対して適切な支援が提供できるよう、支援職員の動線についても考慮した構成・配置とする。
- 建物全体が、採光、通風に配慮した構成・配置・空間とする。
- 今後の障害者支援施設のモデルとなるような先進性を備えた施設として整備する。

(生活環境)

- 入所利用者の人権、プライバシーに配慮した構成・配置・空間とする。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成・配置・空間とする。
- 入所利用者の状況や障害特性に配慮し、安定して落ち着いた生活ができる構成・配置・空間とする。

- 入所利用者一人ひとりの生活の質を高め、快適性や利便性に配慮した居住空間とする。
- 入所利用者の日常生活にリズムやメリハリをつけやすい機能・配置とする。

(支援環境)

- 入所利用者一人ひとりの個別支援が可能となり、入所利用者の能力に応じた自立生活を支援する活動や機会を提供できる施設として整備する。
- 入所利用者の高齢化や障害の重度化、強度行動障害等の支援に対応した施設を整備する。
- 入所利用者に対する支援が効果的に提供できる構成・配置とする。
- 支援職員が快適に働くことができる職場環境に配慮した構成・配置・空間とする。
- 災害発生時、入所利用者の安全・安心を確保するための構造・機能を整備する。

(自然環境)

- 周辺の環境や景観に配慮し、周辺の自然環境との調和を図る。
- 既存の自然環境を有効に活用した施設を整備する。

【整備方針2】

限られた財源及び既存の資源を有効に活用し、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）が効率的・効果的に発揮できるよう整備する

(経済性)

- 施設の耐久性の向上や長寿命化を図る建物を整備する。
- ライフサイクルコストを低減するための機能と設備を整備する。
- 積極的な自然エネルギーの活用や省エネルギー化等による環境負荷の低減を図るための機能と設備を整備する。
- 既存の施設・設備を有効に活用する。

(センター機能)

- 民間での受け入れが困難な重度・最重度の障害者を受け入れることができる入所支援機能を備えた施設とする。
- 在宅や民間での支援が一時的に困難になった重度・最重度の障害者を緊急時に受け入れることができる短期入所機能を備えた施設とする。
- 地域生活への移行や地域生活を継続・維持するために必要な相談支援や、地域生活移行者に対する就労継続支援等を提供するための機能を備えた施設とする。

- 民間事業者等との連携により、支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や提供するための構造と機能を備えた施設とする。
- 災害発生時に、他施設利用者・在宅者及び地域住民を受け入れるための構造と機能を備えた施設とする。

(周辺地域・地域住民との連携・交流)

- 周辺地域や地域住民の理解が得られ、連携や交流が図られやすい空間を創出する。
- コミュニティ活動やボランティア活動などが創出される施設とする。

【整備方針3】

現在の建築費高騰の状況下での一括整備はコスト高となることから、現在の機能を維持しつつ、段階的に整備することとし、緊急を要する施設・設備を先行して整備する（段階的整備）

(段階的整備の考え方)

- 今後、段階的な整備を検討するに当たり、以下のとおり、第Ⅰ期から第Ⅲ期まで区分し、整備すべき対象等を整理した。

①第Ⅰ期整備

- 老朽化が著しく、入所利用者の生活等に支障が生じているなど、施設整備の緊急性が高い居住棟「おおくら園」及び「かまくら園」を先行して建て替える必要がある。
- 建て替えに当たっては、啓佑学園の18歳以上入所利用者及び待機者の受け入れに必要な居室数及び短期入所のための居室数を含めて整備する必要がある。
- ※ 入所利用者については、建て替え後の新居住棟及び「とがくら園」の特徴に合わせて再編することについても検討が必要である。

②第Ⅱ期整備

- 第Ⅰ期整備後、築35年以上経過しており、建物本体が老朽化している活動棟「なでくらセンター」（生活介護）、事務管理センター、体育館及び給食センターを建て替える必要がある。

③第Ⅲ期整備

- 建築費高騰が沈静化する時期を目処に、居住棟「とがくら園」、作業棟「まつくらセンター」（就労継続支援B型）を整備する必要がある。

- なお、平成26年度に開催した「県立障害児者入所施設のあり方検討会」において、「1か所に集約せず、県内の各地域に分散して整備すべき」との意見も出されたことから、今後、入所状況、各地域のニーズや障害福祉サービスの整備状況などの動向を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極めながら、他地域での建て替えの可能性についても検討を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しを行う必要がある。

3 整備場所

- 船形コロニーに期待される役割・機能を発揮するための立地条件及び選定条件に関する基本的な考え方について、以下のとおり整理する。

(立地条件・選定条件)

- **生活の場として安全・安心で快適な環境であること**
障害者が生活する場として、安全・安心で快適な生活環境であること、また、地域住民の理解も得られやすい地域環境であることが必要である。
- **必要な敷地面積が確保できること**
船形コロニーが果たすべき役割や機能を維持・拡充するために必要となる敷地面積を十分に確保できることが必要である。
- **経済性に優れていること**
建設コストだけでなく、その後の運用コストを含めて、費用の低減を図り、経済性を考慮した費用対効果の高い場所であることが求められる。
- **早期の建て替えが可能であること**
現在の生活環境を早急に改善し、また、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとして整備する必要があるため、早期の建て替えが可能であることが求められる。
- **交通の利便性が高いこと**
障害者やその家族が利用しやすく、施設職員が通勤しやすい交通網が整備されていることが望ましい。
- **他の社会資源との連携が容易であること**
医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が円滑に行われる地域であることが望ましい。

(整備場所の検討)

- 現地建て替えと移転建て替えの可能性を検討するに当たり、現地建て替えの場合のメリットや課題等を以下のとおり整理した。

(現地建て替えのメリット)

- 建設場所の確保が容易である。
- 段階的な施設整備や機能拡張が可能である。
- 現在の入所利用者の環境変化への負担が少ない。
- 現在の職員が引き続き勤務しやすい。
- 入所利用者、家族、周辺住民等の理解が得られやすい。
- 周辺の自然環境の活用が可能である。
- 県のほぼ中央部に位置している。

(現地建て替えの課題)

- 公共交通機関の利便性が悪い（通院等に時間を要する，家族の面会や職員の確保等が困難である）。
- 地域住民との交流や活動等が限定的である。

(その他検討すべき事項)

- 他の社会資源，医療機関との連携策について検討が必要である。
- 地域との交流や人の往来が生まれる仕組みや仕掛けづくりが必要である。

(整備場所の検討結果)

- 現在の入所利用者の生活環境を改善するには早急な施設整備が必要であること，また，啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとしても早急に整備する必要がある。
- これらの状況を踏まえ，限られた期間で施設整備を確実に進める必要があることから，第Ⅰ期及び第Ⅱ期の整備場所は，用地確保が容易である現地（大和町吉田）での建て替えとし，敷地内の空きスペース等を活用して必要な整備を行うことが望ましい。
- なお，現状では，地域との交流や活動が限定的であり，他の社会資源との連携も不十分であることから，今後，地域に開かれ，多様な資源との連携が図れる施設として活動が展開される仕組みを検討し，その実現を目指していく必要がある。

4 整備内容・規模

- 船形コロニーに期待される役割や機能を踏まえ，第Ⅰ期整備及び第Ⅱ期整備の内容・規模について，以下のとおり整理した。
- 但し，今後建て替えに係る費用を積算し，必要に応じて見直しを行い，更に検討をする必要がある。

(整備内容・規模)

(第Ⅰ期整備)

①居住棟（おおくら園，かまくら園）

- 第Ⅰ期整備は，緊急を要する整備として位置づけることから，現在の居住棟である「おおくら園」，「かまくら園」の入所利用者相当数に対応した居室数を整備する方向とする。

併せて，啓佑学園の18歳以上入所利用者及び待機者を受け入れるための居室数及び短期入所のための居室数を整備する必要がある。

- 第Ⅰ期で整備すべき居室数は，以下のとおり設定した。居室数は，利用ニーズ等を踏まえ，今後更に検討し，決定する必要がある。

居室数：180～210室程度

（内訳）船形コロニー「おおくら園」入所利用者相当数：60人

船形コロニー「かまくら園」入所利用者相当数：65人

啓佑学園18歳以上入所利用者相当数：35～45人

短期入所者，待機者相当数：20～40人

- また，入所利用者の動線や安全性を考慮する観点から平屋建てを原則とし，複数の居住棟を整備することで1棟当たりの建物の小規模化を図り，コンパクトな空間を創出することが求められる。

②居住棟（はちくら園，セルプふながた）

- 現在閉鎖中の「はちくら園」及び「セルプふながた」は，今後も使用する見込みが無いことから，取り壊しを行う。

(第Ⅱ期整備)

①活動棟（なでくらセンター）

- なでくらセンター（生活介護）は築40年が経過しており，建物本体が老朽化していることから，第Ⅱ期において建て替える方向とする。

②事務管理棟（事務管理センター）

- 事務管理センターは築36年が経過し，建物本体が老朽化していることから，第Ⅱ期において建て替える方向とする。

③体育館

- 体育館は築34年が経過し，建物本体が老朽化していることから，第Ⅱ期において建て替える方向とする。

④給食棟（給食センター）

- 給食センターは、築22年が経過しており、建物・設備が老朽化していることから第Ⅱ期において建て替える方向とする。

⑤エネルギー棟（エネルギーセンター）

- エネルギーセンター（ボイラー、重油タンク、発電室）は、現在、おおくら園及び事務管理センターへ供給しているが、建て替えに当たり、建物ごとに単独でエネルギー関連設備を整備する方向とする。現在のエネルギーセンターは、おおくら園の入所利用者の移動が完了した後に取り壊しを行う。

時期	整備対象	建物名称	整備の方向性
第Ⅰ期	居住棟	おおくら園	⇒建て替え
		かまくら園	⇒建て替え
		はちくら園	⇒取り壊し
		セルプふながた	⇒取り壊し
			} (180～210室程度)
第Ⅱ期	活動棟	なでくらセンター	⇒建て替え
	事務管理棟	事務管理センター	⇒建て替え
	体育館	体育館	⇒建て替え
	給食棟	給食センター	⇒建て替え
	エネルギー棟	エネルギーセンター	⇒取り壊し

V 施設整備の基本計画

- 各建物の構成，整備・配置場所，整備手順，整備スケジュールについて，検討会として，現時点で想定されるものを次のとおり整理した。

今後は，その実現可能性を含めて，専門家（設計業者）による調査・検討を加え，最適な方法を検討し，判断することが望ましい。

1 各建物の構成

- 今後，建て替える各建物の構成について概ね次のとおり整理した。詳細については更に検討する必要がある。

(1) 設備及び運営に関する基準について

- 国は，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）」を定めており，県は，これを基に「指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日宮城県条例第96号）」を策定している。
- 今後の施設整備に当たっては，以下に示す建物・設備に関する主な基準等を遵守した建物を整備する必要がある。

(構造設備)

- 障害者支援施設の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫され，かつ，日照，採光，換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 障害者支援施設の建物は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の基準)

- 障害者支援施設は，訓練・作業室，居室，食堂，浴室，洗面所，便所（トイレ），相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

① 訓練・作業室

- 専ら施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

② 居室

- 居室の定員は、4人以下とすること。
- 地階に設けてはならないこと。
- 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。
- 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

③ 食堂

- 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- 必要な備品を備えること。

④ 浴室

- 利用者の特性に応じたものとする。

⑤ 洗面所

- 居室のある階ごとに設けること。
- 利用者の特性に応じたものであること。

⑥ 便所（トイレ）

- 居室のある階ごとに設けること。
- 利用者の特性に応じたものであること。

⑦ 相談室

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑧ 廊下幅

- 1.5m以上（中廊下の幅は1.8m以上）。
- 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(2) 新居住棟の構成

(構成)

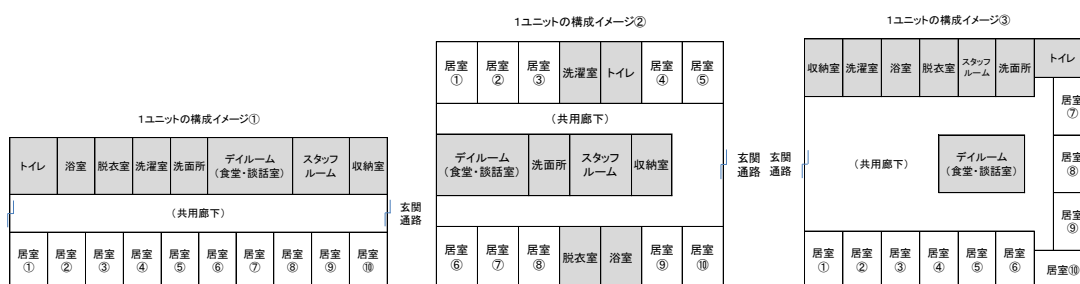
- 各居住エリアに整備する新居住棟は、1エリア当たり60～80室とし、利用者の生活の質の向上を図るとともに、プライバシー等の確保を図る構造とする必要がある。
- 居室はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度とすることで小舎的な空間を創出する配置とすべきである。但し、強度行動障害のある入所利用者は、より個別的な

支援を必要とするため、更に小規模なユニット構成とすることも検討すべきである。

- 各ユニットには「居室」「デイルーム（食堂・談話室）」「浴室」「脱衣室」「トイレ」「洗面所」「洗濯室」「収納室」「スタッフルーム」「廊下」等を設け、施設職員等による支援を受けながら、可能な限り家庭での暮らしに近い生活を送ることができる環境とする必要がある。
- なお、各ユニットは、入所利用者の状況や障害特性に配慮し、支援体制や人員配置等を考慮する必要があるため、今後、新居住棟及び各ユニットの構成や配置について具体的な検討が求められる。

(ユニット構成イメージ)

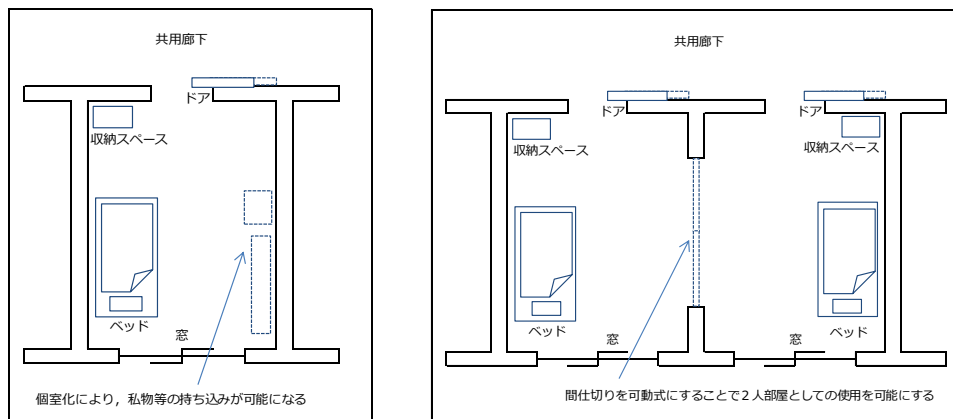
- ユニットの構成及び配置は、以下のようなパターンが想定される。
- 今後、入所利用者等が生活しやすく、スムーズな支援を受けられる構成及び配置となるよう、その実現に向けて、今後具体的な検討を進める必要がある。



(居室)

- 各居室は個室を基本とし、入所利用者のプライバシーの確保を図ることが必要である。
- 同居者との相互協力によって日常生活を維持することが望ましい場合や入所利用者が希望した場合等を考慮に入れ、可動式の間仕切りドアを開放することで、2人部屋としての利用が可能になる居室を各ユニットに1～2か所程度（2～4室程度）設置することについても検討する。
- 各居室は、現在及び将来的な高齢化や障害の重度化等への対応を想定し、ベッドや収納スペース等の設置を想定した上で、車椅子での旋回がスムーズに行える程度のスペースを十分に確保する必要がある（10～15㎡程度を想定）。
- 居室は南向きを基本とし、東向き又は西向きの場合は、窓の前に十分な空間を設けることにより、採光や通風を確保する。また、建物の向きによっては、樹木を配置するなどにより、強い日射を遮るなどの工夫が必要である。
- 短期入所者が利用する居室は、短期入所者専用のユニットの配置や長期入所者が生活する各ユニットの中へ配置することについて検討が必要である。

(居室イメージ)



(整備の方向性)

- 利用者の生活の質の向上を図るとともに、プライバシー等の確保を図る建物とする。
- 可能な限り小規模のユニット制とし、原則として個室化することが望ましい。但し、入所利用者の状況や障害特性に対応するため、2人部屋としての利用が可能になる居室等を一部設置することについて検討する必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新居住棟	居室(個室)	○ 設置基準9.9㎡を基準に障害の程度を考慮した広さを設定する ○ 可動式の間仕切り等の採用により、2人部屋への対応が可能な構造とする
	ダイルーム	○ 各ユニットに設置し、食堂・談話室として使用する ○ ダイニングテーブルを設置し、食事ができる環境とする
	一般浴室 ※	○ 支援員の介助を想定した広さを設定する
	特殊浴室 ※	○ 身体の機能に障害がある入所利用者に対応するため機械浴、介護リフト等を設置する
	脱衣室 ※	
	トイレ ※	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する
	洗面所 ※	
	洗濯室 ※	
	収納室 ※	
	スタッフルーム ※	
	家族面会室	○ 家族が宿泊できるような部屋としての活用も検討する
	廊下	○ 1.5m以上(中廊下1.8m以上)の幅を確保する
	園長室・事務室	○ 各居住棟に1か所設置する

※ 各ユニットへの設置を検討すべきもの

(3) 新活動棟の構成

(構成)

- 新活動棟は、日中活動を行う「日中活動室」や機能訓練を行う「機能訓練室」の他、日中活動の時間帯に食事を提供する「食堂」等の設置が想定される。
- 利用者に対して心地良い感覚刺激（光、音楽、触感、香り等）を提供する「スヌーズレンルーム」の設置が求められる。
- その他、日中活動及びその支援に必要な諸室の設置が求められる。

(整備の方向性)

- 新居住棟と分離して整備し、入所利用者の状況や障害特性に合わせて、複数の活動メニューが提供できる諸室構成とする必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新活動棟	日中活動室	○ 設置基準3.3㎡を基準に様々な障害の状況に合わせた活動を想定した広さや空間を設定する ○ 可動式の間仕切り等により、利用者のニーズに合わせた使用を可能とする ○ 自閉的傾向が強い利用者向けの個室を設置する
	機能訓練室	○ リハビリテーションを提供するための空間を設定する
	食堂・多目的室	○ 日中活動時に食事を提供する ○ 多目的室としても使用できるよう十分な広さを確保する
	スヌーズレンルーム	○ 心地良い感覚刺激を提供する部屋を設置する
	相談室	○ 入所利用者等の相談に応じる部屋を設置する
	理髪室	
	浴室・シャワー室	
	トイレ	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する
	洗面所	
	収納室・倉庫	
	事務室	○ 日中活動に対応する職員用の事務室を設置する
	医務室	
	看護師室	
	静養室	
	ボランティア室	
	職員用トイレ	
職員用更衣室		
廊下	○ 1.5m以上(中廊下1.8m以上)の幅を確保する	

(4) 新給食棟の構成

(構成)

- 新給食棟は、入所利用者の食事を提供する「厨房」及び関連諸室の設置が想定される。

(整備の方向性)

- 隣接する活動棟と一体的に整備し、一つの建物とする手法についても併せて検討する必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新給食棟	厨房	○ 施設全体の入所利用者に対して食事を提供するために必要となる広さや設備を確保する
	車両搬出入口	○ 配膳車両が駐車できる広さを確保する
	職員用更衣室	
	職員用トイレ	
	洗面所	
	事務室	

(5) 新事務管理棟の構成

(構成)

- 新事務管理棟は、施設全体を管理する機能を担い、「事務室」、「会議室」、「書庫」等の設置が想定される。
- 外部向けに開催する研修や会議等を行うための「研修室」や、障害福祉に関連する図書資料を配架する「図書資料室」の設置が想定される。

(整備の方向性)

- 施設管理機能のみならず、県立施設としてのセンター機能を備えるため、調査・研究機能、外部向け研修機能や相談支援機能に対応した諸室構成とする必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新事務管理棟	施設長室	○ 応接ができるようにする
	事務室	○ 施設全体を管理する機能を備える
	相談支援室	○ 外部向けの相談支援を行うための機能を備える
	会議室	○ 複数の会議室を設置する
	研修室	○ 研修等を行うために必要となる設備を設置する
	図書資料室	○ 障害福祉の図書資料を配架する
	給湯室	
	書庫	
	物品庫(収納室)	
	職員用更衣室	
	職員用トイレ	

(6) 新体育館の構成

(構成)

- 新体育館は、入所利用者や地域住民が参加するイベントやスポーツ等を行う際に使用することを想定し、そのために必要となる設備を設置することが求められる。
- 災害発生時に、他施設利用者・在宅者及び地域住民を受け入れる避難スペースとして活用することも想定し、福祉避難所として機能するための設備を備える必要がある。

(整備の方向性)

- 多目的ホールとして新事務管理棟等と一体的に整備する手法についても併せて検討を行う必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新体育館	体育館 (多目的ホール)	○ 災害時の避難場所として必要な広さを確保するとともに、必要な機能を備える
	倉庫	
	非常用食品庫	
	トイレ	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する

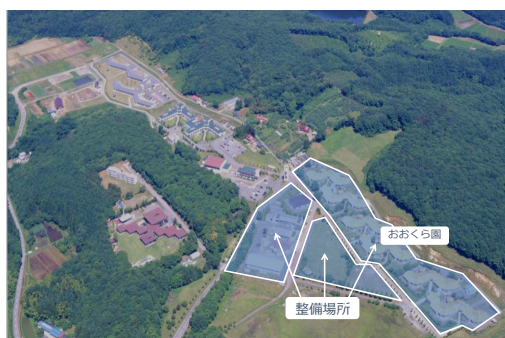
2 各建物の整備場所

- 現在の船形コロニーは、広大な敷地内に居住棟（おおくら園、かまくら園、とがくら園）や活動棟（なでくらセンター）、事務管理棟（事務管理センター）などの各建物が分散して建てられており、建物間の距離が長く、入所利用者や支援職員等の移動等に時間や労力を要している状況にある。
- このため、今後の施設整備に当たっては、各居住棟と活動棟を隣接させ、コンパクトで機能的・効率的な配置とすることで、各建物へアクセスしやすく、また、入所利用者が利用しやすく、支援職員が支援しやすい環境を構築する必要がある。
- 併せて、入所利用者の住まいの場と日中活動の場を明確に分離させることにより、入所利用者の日々の生活にリズムとメリハリが生まれるような配置になるよう配慮する必要がある。
- また、事務管理棟（事務管理センター）は、関連する機能を集約化し、入所利用者の生活や活動に対して効果的な支援に繋げるとともに、各居住棟と活動棟との有機的な連携が図られるような配置にする必要がある。
- 以上の考え方を踏まえ、今後、現地において建て替えを行う整備場所は、現在閉鎖中の「はちくら園」や「セルフふながた」等を取り壊すことにより、一定規模の建設スペースが確保できる「おおくら園」周辺の3つのエリアを整備エリアとすることを基本として検討を進めるべきものと考えられる。
- なお、今後の基本構想の策定過程において、「とがくら園」周辺や在宅心身障害者保養施設「宮城県七ツ森希望の家」周辺など、敷地内の別のエリアでの整備可能性についても検討が必要である。

(整備エリアに関する考え方)

- 各建物へのアクセスが容易な配置構成
- 居住の場、日中活動の場の明確な分離
- 居住棟、活動棟、事務管理棟の機能的な配置
- 「おおくら園」周辺での一体的な整備

(整備場所イメージ)



3 各建物の配置

- 「おおくら園」周辺の3つの整備エリアは、現在、各建物を結ぶ道路により区画されているが、これらの道路は、工事車両の移動経路としても活用することとし、各エリア内に新しい建物を整備することが考えられる。
- 新居住棟及び新活動棟については、複数の新居住棟と新活動棟との間のスムーズな移動を可能にするため、各新居住棟の中心部に新活動棟を配置する必要がある。
- 新事務管理棟は、船形コロニー敷地内の玄関口となる場所に配置する必要があることから、敷地内の中心部を通る既存道路に面した場所に配置することとし、必要となる事務管理機能の集約化を図る必要がある。
- 以上の基本的な考え方を踏まえ、3つの整備エリアで整備した場合に想定される各建物の配置イメージ、整備手順及び整備スケジュールを以下に示す。なお、これらは現段階において想定される考え方を示したものであることから、今後、実現可能性について更なる検討が必要である。

(配置イメージ)



配置場所区分	面積	整備する主な建物
居住Aエリア	約 8,000㎡	新居住棟A (60～65室程度)
居住Bエリア	約 8,000㎡	新居住棟B (60～80室程度)
居住Cエリア	約 6,000㎡	新居住棟C (60～65室程度)
活動エリア	約 6,000㎡	新活動棟, 新給食棟
事務管理エリア	約 10,000㎡	新事務管理棟, 新体育館

4 整備手順

(整備手順の考え方)

- 第Ⅰ期整備として、老朽化が著しい居住棟の建て替え、第Ⅱ期整備として、活動棟と給食棟、事務管理棟、体育館の建て替えが想定される。
- 建て替え期間中の入所利用者の入所先について、仮設の居住棟を建てることも考えられるが、入所利用者の生活環境を頻繁に変えることは望ましくないこと、また、仮設の居住棟の設置及び撤去費用負担を避けられることから、仮設の居住棟は建てないこととし、各建物の建て替えが完了するまでの間、既存の建物を継続して使用しながら建設工事を行うとともに、工事期間中は入所利用者の生活や安全面に配慮する必要がある。
- また、建設工事に当たっては、必要となる工事作業スペースや資材置場等を十分に確保し、工事車両のスムーズな移動や動線等を考慮する必要がある。
- 以上を踏まえ、今後の施設整備イメージ及び整備手順を以下のとおり整理した。なお、以下の整備手順は、現時点において想定されるものであり、今後変更となる可能性がある。
- なお、敷地内の既存配管の更新、外灯や植栽等の外構工事については、第Ⅰ期と第Ⅱ期の建物の建て替えと併せて、別途工事を実施する必要がある。

(想定される整備手順)

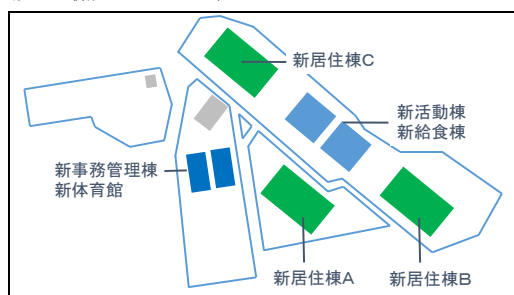
(第Ⅰ期整備：居住棟の建て替え)

- ① 「新居住棟A」建設
- ② 「セルフふながた」「はちくら園」解体・撤去
- ③ 「新居住棟B」建設
- ④ 「新居住棟C」建設

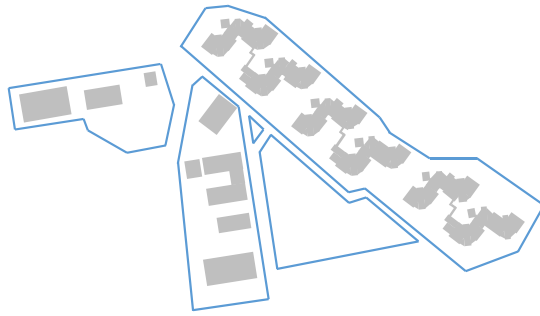
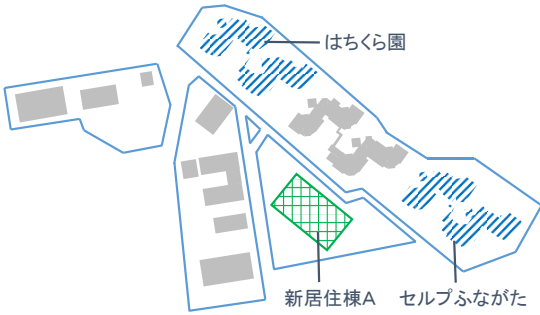
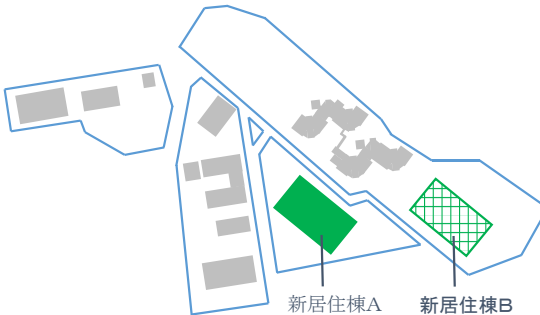
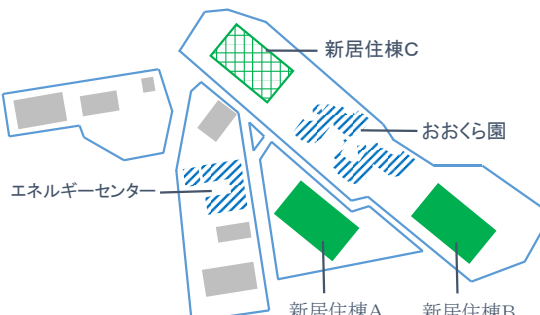
(第Ⅱ期整備：活動棟、給食棟、事務管理棟、体育館の建て替え)

- ① 「おおくら園」解体・撤去
- ② 「新活動棟」「新給食棟」建設
- ③ 「エネルギーセンター」解体・撤去
- ④ 「新事務管理棟」「新体育館」建設
- ⑤ 「なでくらセンター」「給食センター」「事務管理センター」「体育館」解体・撤去

(施設整備イメージ)



(第Ⅰ期・第Ⅱ期の整備手順)

		整備内容
1		<ul style="list-style-type: none"> ○「新居住棟A」基本設計・実施設計 ○「セルフふながた」解体設計 ○「はちくら園」解体設計
2		<ul style="list-style-type: none"> ○「新居住棟A」建設工事 ○「セルフふながた」解体・撤去 ○「はちくら園」解体・撤去 ○「新居住棟B」基本設計・実施設計
3		<ul style="list-style-type: none"> ○「新居住棟A」供用開始 ○「新居住棟B」実施設計，建設工事 ○「新居住棟C」基本設計・実施設計 ○「新活動棟」基本設計・実施設計 ○「新給食棟」基本設計・実施設計 ○「おokra園」解体設計 ○「エネルギーセンター」解体設計
4		<ul style="list-style-type: none"> ○「新居住棟B」建築工事，供用開始 ○「新居住棟C」実施設計・建設工事 ○「おokra園」解体・撤去 ○「エネルギーセンター」解体・撤去 ○「新活動棟」実施設計 ○「新給食棟」実施設計 ○「新事務管理棟」基本設計・実施設計 ○「新体育館」基本設計・実施設計

(第I期・第II期の整備手順)

		整備内容
5		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新居住棟C」 建設工事, 供用開始 ○ 「新活動棟」 建設工事 ○ 「新給食棟」 建設工事 ○ 「新事務管理棟」 実施設計, 建設工事 ○ 「新体育館」 実施設計, 建設工事 ○ 「なでくらセンター」 解体設計 ○ 「給食センター」 解体設計 ○ 「事務管理センター」 解体設計 ○ 「体育館」 解体設計
6		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新活動棟」 供用開始 ○ 「新給食棟」 供用開始 ○ 「新事務管理棟」 建設工事, 供用開始 ○ 「新体育館」 建設工事, 供用開始 ○ 「なでくらセンター」 解体・撤去 ○ 「給食センター」 解体・撤去 ○ 「事務管理センター」 解体・撤去 ○ 「体育館」 解体・撤去
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備完了

5 整備スケジュール

- 第Ⅰ期整備は、啓佑学園の18歳以上入所利用者の移行期限となる平成29年度末を目処に、受け入れ可能な新居住棟を先行して整備する必要がある。また、残りの居住棟は、可能な限り早い時期に必要な整備を行うことが求められる。
- 第Ⅱ期整備は、第Ⅰ期整備の建築工事が終了後、新居住棟以外の関連施設（新活動棟、新給食棟、新事務管理棟、新体育館）の建設工事に着手する必要がある。
- 第Ⅲ期整備は、入所状況、各地域の障害福祉サービスの整備状況などの動向を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極めながら、他地域での建て替え可能性を含め、別途検討することが適当である。

(整備スケジュール)

	現在	建替後	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第Ⅰ期	ふれあい広場 (おおくら園前空地)	新居住棟A	基本 構想	基本設計	実施設計	建設工事	★供用開始		
	セルフふながた	新居住棟B		解体設計	解体・撤去	基本設計	実施設計	建設工事	★供用開始
	はちくら園	新居住棟C		解体設計	解体・撤去	基本設計	実施設計	建設工事	★供用開始
第Ⅱ期	おおくら園	新活動棟 新給食棟			解体設計	基本設計	実施設計	建設工事	★供用開始
	エネルギーセンター なでくらセンター 給食センター	新事務管理棟 新体育館			解体設計	基本設計	実施設計	建設工事	★供用開始
	事務管理センター 体育館	—			解体設計 (エネルギーセンター)	解体・撤去 (なでくらセンター、給食センター)	解体設計	解体・撤去	
第Ⅲ期	とがくら園 まつくらセンター	(要検討)		入所状況、各地域のニーズや障害福祉サービスの整備状況等を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極め、他地域での整備の可能性も検討					基本構想 (とがくら園分 具体化)

※ 上記は、現時点で想定されるスケジュール案であり、基本構想策定時に、より最も効率的なスケジュールを検討し、判断する必要がある。

※ 現時点では、現在の「おおくら園」の周辺に新しい建物を整備する案としているが、今後の基本構想によっては、敷地内の別の場所に整備する可能性もあり、その場合はスケジュールの見直しが必要となる。

VI 事業手法の検討

- 今回の施設整備に当たり、主な事業手法としては、従来方式（個別発注方式）、DB（デザインビルド）方式、PFI方式が想定される。
- それぞれの事業手法の概要は下記のとおりである。

	整備手法	特記事項																						
1	<p>従来方式（個別発注方式）</p> <p>建物の基本設計，実施設計，施工，維持管理を個別に発注する方式。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td rowspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> </tr> <tr> <td>発注形態</td> <td colspan="2">仕様発注</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td colspan="2">県</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	個別発注	実施設計	個別発注	施工	個別発注	維持管理	指定管理	施設運営	発注形態	仕様発注		資金調達	県		<ul style="list-style-type: none"> ○ 段階ごとに発注するため，県の意向や要求性能を段階的に反映させることが可能となる。 ○ 維持管理，運営が別発注となるため，環境変化等の長期リスクに対応しやすい。 ○ 個別発注するため，他の手法に比べてコスト削減効果が限定的となる。 ○ 工程ごとに委託先の選定・契約・管理が必要。 ○ 維持管理や施設運営を考慮した設計が必要。 						
発注区分	基本設計		個別発注																					
	実施設計		個別発注																					
	施工		個別発注																					
	維持管理	指定管理																						
施設運営																								
発注形態	仕様発注																							
資金調達	県																							
2	<p>DB（デザインビルド）方式</p> <p>建物の基本設計，実施設計，施工を一括して発注する方式。基本設計のみ個別発注する場合もある。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td>個別発注</td> <td rowspan="2">一括発注</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>一括発注</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>一括発注</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td colspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> <td colspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>発注形態</td> <td colspan="3">性能発注</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td colspan="3">県</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	個別発注	一括発注	実施設計	一括発注	施工	一括発注	維持管理	指定管理		施設運営	指定管理		発注形態	性能発注			資金調達	県			<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工業者の連携等により，設計段階における施工ノウハウの反映が可能となり，工期短縮やコスト削減効果が期待できる。 ○ 維持管理，運営が別発注となるため，環境変化等の長期リスクに対応しやすい。 ○ 一括発注の段階で，設計・施工の条件や求められる機能等を整理し，明確に提示する必要がある。 ○ 維持管理や施設運営を考慮した設計が必要。
発注区分	基本設計		個別発注	一括発注																				
	実施設計		一括発注																					
	施工		一括発注																					
	維持管理	指定管理																						
施設運営	指定管理																							
発注形態	性能発注																							
資金調達	県																							
3	<p>PFI方式</p> <p>PFI法に基づき，民間事業者（SPC＝特別目的会社）が資金を調達し，建物の基本設計，実施設計，施工，維持管理及び運営を一括して発注する方式。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td rowspan="3">一括発注（長期）</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>施工</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td rowspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> </tr> <tr> <td>発注形態</td> <td colspan="2">性能発注</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td colspan="2">民間資金</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	一括発注（長期）	実施設計	施工	維持管理	指定管理	施設運営	発注形態	性能発注		資金調達	民間資金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工業者の連携等により，設計段階における施工ノウハウの反映が可能となり，維持管理までを含めたコスト削減効果が期待できる。 ○ 金利の高い民間資金の活用により，一括発注によるコスト削減効果が相殺される可能性がある。 ○ 仕様が全て民間事業者に委ねられるため，県の意向や要求性能等を確保する工夫や取組みが必要。 ○ 長期契約となるため，環境変化等の長期リスクへの対応が必要。 ○ PFI導入に向けた検討に時間を要することから，整備完了時期が遅れる可能性が高い。 								
発注区分	基本設計		一括発注（長期）																					
	実施設計																							
	施工																							
	維持管理	指定管理																						
施設運営																								
発注形態	性能発注																							
資金調達	民間資金																							

(検討に当たっての基本的考え方)

- 船形コロニーは、県内の重度・最重度の障害者を受け入れる障害者支援施設であり、入所利用者等の満足度が高いサービスを提供するためには、支援のノウハウのある民間事業者への指定管理委託を行うことにより、安全かつ確実に維持管理及び運営を行うことが必要である。
- 今回の施設整備は、現在の入所利用者の生活環境を改善し、また、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとするためには、早急な整備が必要である。
- また、県立施設としてのセンター機能を発揮できる施設整備を推進するためには、直近の入所利用者及び関係者等（利用者家族、施設運営者、民間事業者等）の考え方や支援体制を踏まえた上で、今後の支援体制等の充実に向けた検討を行い、基本設計や実施設計に反映させていくことが重要である。
- なお、地元経済の活性化や地元企業の育成等の観点から、地元企業が参画しやすい事業手法を考慮する必要がある。

(事業手法の検討)

- DB（デザインビルド）方式は、一括発注による事務処理の簡素化や工期短縮等が期待できる一方で、発注段階から建設工事を予め考慮した提案・契約がなされるため、その後の柔軟な設計変更が難しくなるなどのリスクを伴う。
- PFI方式では、建設工事に加えて維持管理までを含めた提案・契約となることから、設計変更が更に難しくなる虞がある。
- 今回の施設整備では、収益性の高い事業を行う建物等は整備しないことから、PFI方式の採用により民間事業者が収益性を高められる範囲は狭く、また、PFI導入検討にも時間を要することから、PFI方式を採用するメリットは限定的なものと考えられる。
- 一括発注による整備手法は、コスト縮減効果が期待できるメリットがあるが、設計・施工段階での総合評価方式の採用や、維持管理段階での指定管理者制度の活用により、従前方式（個別発注方式）でもコスト縮減効果は期待できる。

(事業手法の選定)

- 以上を踏まえ、今回の施設整備に当たっては、限られた期間で大規模な施設整備を安全かつ確実に進めるためには、従来方式（個別発注方式）による事業手法の優位性が高いものと考えられる。

VII 今後の検討課題の整理

○ 拠点施設としてのセンター機能の充実

船形コロニーは、本県における重度・最重度の障害者支援の拠点としての役割が期待されている。このため、今後、県立施設として果たすべきセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）の具体化に向けた検討を行い、施設運営に反映させていく必要がある。

現在、短期入所や相談支援などの在宅支援の機能の充実や、民間事業者等に対する研修などの機能が求められていることから、その実現に向けて具体的な検討を行う必要がある。

また、船形コロニーでは、入所利用者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、入所利用者の家族等からも医療的ケアや健康・医療支援のほか、入所利用者の状況や障害特性に応じた生活支援や日中活動支援の充実に対する要望等が出されているなど、そのニーズが高まっており、医療的支援の充実に向けた具体的な対策や方策の検討が必要である。

○ 施設運営体制の再構築

今回の建て替えにより、建物内の構成や諸室の配置等が変更となるため、これらに対応した施設運営体制の再構築が必要となる。

入所利用者やその家族等が不安を感じることも無く、また、支援内容の質を保ちながら、効果的な支援が提供できるよう、今後必要となる職務を分析・整理し、業務手順、職務基準等を明確にしながら、必要に応じて支援体制や人員配置の変更等について指定管理者と協議を行う。併せて、施設職員の人材育成・確保に向けた具体的な対応策や方策を検討・実施することが重要である。

○ 他の社会資源、医療機関との連携

現在の船形コロニーは、地域住民からの理解が得られており、関係も良好であるが、交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携等も不十分である。このため、今後、地域に開かれ、連携・交流が図られる施設とするための仕組みを検討し、実現を目指していく必要がある。

また、医療的ケアに対応するためには、専門職員の確保が不可欠であり、障害福祉に理解ある医師との連携や協力等により、支援体制の充実を図るとともに、人材育成に取り組む必要があることから、その具体的な対応策や方策を検討していく必要がある。

VIII おわりに

- 船形コロニー施設整備検討会は、本報告書のとおり、船形コロニーの現状と課題、求められる役割や機能を踏まえ、今後の施設整備の方向性について幅広く検討を行った。
検討会では、施設運営者や利用者家族など、それぞれの立場から様々な意見が出され、船形コロニーに期待する役割や機能等について改めて認識できた。
- 施設整備に関しては、現在の建築費高騰の状況下での一括整備はコスト高となるため、現在の機能を維持しながら、段階的に整備する必要があること、その上で、入所利用者の生活等に支障が生じている居住棟（おおくら園、かまくら園）を先行して建て替えることが望ましいとの意見で一致した。
- また、建替場所に関しては、利用者家族等の意向なども踏まえ、先行して建て替える施設については、「早期の建て替えが可能である現地での建て替えが望ましい」との結論になったが、現状では、地域との交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携等も不十分であることから、これらの課題解決に向けた更なる検討が必要である。
- 新居住棟に関しては、小規模のユニット制とし、居室を原則個室化すべきという意見や、新居住棟と新活動棟は分離すべきとの意見が多く出された。
本検討会としても、利用者の生活の質の向上を図るためには、「小ユニットで個室化を原則とした整備が望ましい」との結論に至った。
- なお、検討過程では、地域社会から人を呼び込み、健常者と障害者との共生・共存を目指すべきとの意見や、民間事業者等に対して支援技術やノウハウ等を提供する研修機能を付加すべきという意見、利用者の状態や障害特性に合わせた様々な日中活動内容や活動場所を提供すべきという意見、医療的ケアの充実や看取りまでの支援を期待するとの意見があった一方で、新たな役割・機能を担うためには、職員体制の充実や配置の工夫が前提となるとの意見が出された。
- 今後は、こうした意見や期待、現実的な課題を踏まえ、船形コロニーが県立施設として果たすべき役割や機能の具体化に向けた検討を行い、今後の施設整備の具体的な検討や、新たな支援体制の構築や施設運営にも反映させていく必要がある。
- 入所利用者の高齢化や障害の重度化への対応に関しても、専門職員の育成・確保など、支援体制の充実に向けた具体的且つ計画的な取り組みが求められる。
また、入所利用者の家族においては、小ユニットで個室化とすると職員が目が行き届かなくなるという不安もあることから、丁寧な説明を行い、こうした不安の解消に努めていくことが求められる。

- 県においては、本検討会での意見・提言を踏まえ、利用者本位の視点に立ちながら、ハード・ソフト両面から具体的且つ多角的な検討を行うとともに、利用者やその家族、支援職員等に対する意向確認や情報提供などの丁寧な対応にも努めながら、今回の施設整備を着実に実現していくことを期待する。

船形コロニー施設整備検討会開催要綱

(目的)

第1条 船形コロニーの施設整備の方向性について学識経験者、民間施設運営者及び施設利用関係者等の意見の聴取を行うため、船形コロニー施設整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討内容)

第2条 検討会では、次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 船形コロニーの現状と課題の整理に関すること。
- (2) 船形コロニーの整備方針に関すること。
- (3) 船形コロニーの施設整備の方向性（新施設の機能、規模、整備場所、構成等）に関すること。

(構成等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

- 2 検討会に会長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 3 会長は、検討会の会議において座長となる。

(会議等)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

分野	構成員数	摘要
学識経験者	2人	
民間施設運営者	2人	
施設利用関係者	2人	
保健福祉行政関係者	1人	
県立施設運営者	1人	

船形コロニー施設整備検討会構成員名簿

(五十音順) (敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
東北学院大学 経済学部共生社会経済学科	教授	阿部 重樹	会長 (座長)
東北工業大学 工学部建築学科	教授	石井 敏	
一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会	代表理事	鎌田 喜光	
社会福祉法人恵泉会 地域生活支援センター	管理者	佐藤 幸恵	
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー	副所長	高橋 研二	
宮城県船形コロニー育成会	会長	高見 恒憲	
大和町保健福祉課	課長	千葉 喜一	
宮城県知的障害者福祉協会	会長	二階堂 明彦	

検討会の検討経過

1 検討スケジュール及び検討内容

開催回	日時	主な検討内容
第1回	5月19日	船形コロニーの現状と課題の整理① ○ 船形コロニーの現状と課題の整理 ○ 船形コロニーの役割・機能の検討
第2回	5月28日	船形コロニーの現状と課題の整理② ○ 施設見学，意見交換
第3回	6月16日	船形コロニーの施設整備の検討① ○ 整備方針の検討 ○ 整備場所，整備内容・規模等の検討
第4回	7月31日	船形コロニーの施設整備の検討② ○ 整備する建物の整備場所の検討 ○ 整備する建物の構成，各諸室等の検討
第5回	8月28日	船形コロニーの施設整備の検討③ ○ 整備手順，整備手法等の検討 ○ 今後の検討課題の整理 ○ 船形コロニーの施設整備の方向性（まとめ）

2 検討会における主な意見

（施設・設備の老朽化に関する意見）

- 各居住棟には異なる課題があるので，それぞれに整理が必要である。
- 「おおくら園」の居室は，自然光が入らず非常に暗い。居室の前にトイレがあるため，臭いが籠もっており非常に気になる。
- 「かまくら園」は，ダイルームが無いために，ゆっくりとくつろげる場所が無い。
- 「とがくら園」は，居住環境が良い一方で，建物の雰囲気は施設的である。
- 「とがくら園」は，動線が長いので，特に高齢者にとっては移動が大変である。
- 全ての居住棟において，一つの空間の中に入所利用者が多すぎるように思われる。
- 建設当時に想定していたメリットがそのまま活かされている場合や，想定していなかった課題が生まれたり，メリットがデメリットになっていることが想定される。
- 利用者家族や支援職員からの意見も取り入れながら検討していくべきである。

(入所利用者の高齢化、障害の重度化に関する意見)

- 入所利用者の高齢化や障害の重度化，強度行動障害に対応した支援体制の強化が必要である。
- 利用者やその家族が高齢化している。利用者家族は，医療的ケアの充実や看取りまでの支援を期待している。
- 県内の民間施設は，船形コロニーが支援技術やノウハウ等を提供するような研修の場となることを期待している。
- 障害者の支援施設の中核施設として，強度行動障害への対応などの先進的な取り組み等により，県全体の人材育成やレベルアップに繋げていくことが必要である。
- 国の施策の方向性の変更に振り回されることなく，利用者が生涯を全うできるような施設になることを期待する。
- 県立施設の機能の一つとして，民間施設の利用者や高齢者等の診療を行う診療所の機能があると良い。

(施設整備に関する意見)

- 建て替えに当たっては，県立施設としての大きな柱となるビジョンを明確にする必要がある。
- 障害があっても地域で暮らすことが望ましい姿であるが，高齢化や障害の重度化により，地域での生活が困難となった場合に，どのような支援を提供すべきか，その考え方を整理する必要がある。
- 今後の建て替えに当たっては，支援者側が管理する視点ではなく，利用者の視点を優先する考え方を明確にすべきである。
- 利用者の「暮らし」の充実が大前提であり，それを支えるための「支援」となる。利用者の暮らしを支えるための支援であることを明確にすべきである。
- 支援する側が，支援上の工夫やスキルアップ等により，利用者が求める暮らしやすい生活に近づけていく考え方が重要である。
- 船形コロニーの役割と機能を拡充する場合は，職員体制の充実や支援上の工夫が前提となる。
- 単に施設を建て替えるのではなく，他には無いソフト面での支援を提供することで，将来の障害福祉を見据えた，福祉の先進県らしい施設整備に繋げるべきである。
- ハード（建物）からソフト（支援）を検討するのか，ソフト（支援）からハード（建物）を検討するのかによって，結果が大きく異なる。今後，どのような活動や支援を行うべきか，具体的な検討を進めていくべきである。
- 重度の障害者であっても，地域生活へ移行して，周りの環境や他との関わり合いを通じて，様々な出会いや出来事が生まれている事例が多くある。これらは，地域住民を含めて，支援する人の認識や理解，方法と工夫によって成り立つものでもある。利用者の将来の可能性を探るためにも，船形コロニーは地域に発信していく場になって欲しい。

- 今後、利用者家族など関係者への説明が大切である。その際は、ハード（建物）面の説明だけではなく、新しい生活に関するソフト（支援）面についても丁寧な説明が必要である。
- ソフト（支援）面での充実を図ろうとすれば、マンパワーや人件費の増加が見込まれる。その点も十分に考慮した上で、あるべき方向性の実現を目指して欲しい。

（整備場所に関する意見）

- 他に適切な候補地が無いのであれば、現地建て替えが妥当である。これまでの歴史もあるので、これを継承し、更に発展させていく取り組みが求められる。
- 現在の場所（大和町吉田）は広大な敷地があり、仙台からも距離が近いという利点を有効に活用すべきである。
- 交通の便が悪いという状況にあるが、現在の敷地は広大であり、現在の場所で建て替えをすることに問題は無い。早期に建て替えに着手して欲しい。
- 利用者家族等の意見として、住み慣れた場所であり、自然環境が豊かである現在の場所での建て替えを希望する声が多く寄せられている。
- 地域社会から人を呼び込み、健常者と障害者との共生・共存を図るような『まちづくり』を目指すべきである。
- 障害者と地域住民と一緒に暮らす場所として位置づけることで、相互に関わり合うことで幸せを実感できる場所となることを期待する。
- 医療的支援体制が整ったグループホームを併設するなど、医療機関との連携によるモデル事業を展開する場としての活用を検討すべきである。
- 利用者と地域住民の交流が図られるためにも、地域住民が気軽に施設を利用できるような施設にすべきである。地域住民との交流が図られるような工夫や、交流のための広場や部屋があると良い。
- 地元の大和町とも連携しながら、今後の施設のあり方や地域交流や活動の場について検討することを期待する。

（各建物の整備場所に関する意見）

- 利用者や職員の移動等を考慮すれば、可能な限りコンパクトな配置・構成とした方が良い。
- 日中過ごす場所と夜間過ごす場所を別にすることで、利用者の生活に変化をつけることが重要である。
- 障害者の雇用の場とするなど、地域社会から人を呼び込む視点や工夫が必要である。
- 地域の障害者や民間の施設職員等の利用を考慮すれば、「おおくら園」周辺の方が、利用しやすいものと考えられる。
- 「とがくら園」周辺は積雪量が多く、山風も直接当たる場所であることが難点である。現在、就労継続支援B型事業として畑を利用しているので、代替地の検討が必要となる。

- 敷地の南東にあるグラウンドを活用して整備する方法も考えられる。
- 利用者のメリハリをつけるのであれば、居住場所と活動場所は可能な限り離れていた方がよい。利用者が周りの景色や空気の違いを感じなければ、メリハリは生まれない。
- 活動場所は様々な選択肢があると良い。船形コロニーの敷地の外で活動することで、地域住民との交流や理解も生まれる。周辺地域にサテライトのような活動場所を複数整備するなどの考え方もある。
- 設計段階において、必要となる機能を示し、現在の敷地内で整備するという条件で設計業者に企画提案を求めれば、配置や整備手順などは様々な提案が出てくるものと思われる。今回提示のあった配置イメージに囚われず、より幅広く提案を求めていく手法の方が良いと思われる。
- 今後の検討過程において、船形コロニーの基本的な方向性に沿った、より優れた提案やアイデアがあり、妥当性や合理性が認められれば、今回示された整備イメージではない形で整備されることは、より望ましいことであると思われる。

(居室に関する意見)

- 利用者が居心地良く過ごすことができる空間や場所の確保が必要である。
- 利用者一人ひとりが思い思いに使えるような空間や、生活感のある空間が確保されると良い。
- 利用者は自分の空間を必要としており、くつろげる場所を提供することが必要である。
- 日中過ごす場所と夜間過ごす場所を別にするなど、利用者の生活に変化をつけることが重要である。
- 従前の施設は、管理する側の視点で建てたことで失敗した事例もある。これからの施設は、利用者、家族、施設職員の視点を上手に取り入れる必要がある。
- これまでの『施設』から『住まいの場』へ転換し、利用者の人権やプライバシーに配慮した場にするを前提として検討すべきである。
- 利用者本人のことを考えると、居室は可能な限り個室化すべきである。
- 個室化することで、自傷・他害が無くなり、利用者が落ちついて生活できるようになる場合がある。
- 個室が良いか、相部屋が良いかは、家族等の意見だけで決めるものではない。自分の立場に置き換えて考えれば、当然に個室の方が良い。利用者一人ひとりの居場所となる空間を提供することが前提となる。
- 時代の流れや他の先行事例を踏まえれば、これからの施設は、ユニット制や個室化が自然の流れであると考えられる。
- 短期入所のための居室数は、将来的に空きが無くて利用できないという状況にならないよう、一定程度の居室数を確保すべきである。
- デイルームの他に、小人数で集まることができる団欒スペースなどが複数あると良い。
- 特殊浴槽は、高齢者向けのユニットに必要数を整備することが望ましい。

- トイレは、ユニットの中で複数に分散して設置することで、各居室から同じ距離での移動が可能となる。高齢の利用者の利用も想定すべきである。
- トイレや食堂の臭いが籠もらないように換気や配置等を考慮すべきである。
- 一つの建物に小さな空間を多く配置することで、採光や換気等の問題が解決できる。
- 緊急時に即座に対応できるようなスタッフルームの配置について考慮すべきである。
- 施設職員が気持ち良く前向きに仕事ができるよう、スタッフルームなどについても、一定程度の広さを確保すべきである。
- 施設を安定的に運営するためには、施設職員が誇りを持って仕事ができる労働環境を整備する視点が必要である。
- 利用者の視点と職員の視点のバランスが大事となる。
- 利用者の生活にメリハリをつける必要があるが、職員の支援体制なども考慮する必要がある。施設の広さや動線などのバランスも重要となる。
- 建物の構造上の工夫により、利用者の快適な居住空間の確保と、支援職員の動線の確保の共存は可能になる。
- 利用者の状況や障害特性に対応するためには、建物の構成や職員の配置など、様々な組み合わせが想定される。
- 支援する立場を考えれば、利用者の安全と適切な支援が大事となる。小さなグループに支援を行う場合、それぞれのグループへの職員の配置などの支援体制の充実が必要になる。人材の確保や人件費についても考慮する必要がある。
- 夜間の支援体制のあり方について考慮すべきである。
- 職員の配置に併せて、福祉機器等を導入することにより、利用者の安全の担保や補完が可能になる。
- 小舎制やユニット制の方向を前提として、利用者の安全性を確保し、利用者家族の不安を解消する必要がある。
- 小ユニットや個室化するに当たり、利用者家族に対して、丁寧な説明を行い、理解を得ていく必要がある。

資料編

◆施設の概要（平成27年4月1日現在）

施設名	宮城県船形コロニー
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	（施設入所支援、生活介護） 利用者個人の尊厳を大切に、一人ひとりの意思を尊重した障害福祉サービスを提供することで、心身ともに健やかに育成するとともに、利用者が持っている能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
開設	昭和48年8月
建設	おおくら園 昭和49年（築40年） かまくら園 昭和56年（築33年） とがくら園 平成5年（築21年）
面積等	敷地 466,603.24 m ² 建物 20,123.31 m ² （うち居住棟 8,274.54 m ² ）
定員	施設入所支援＋生活介護300人（受入可能人数210人） 就労継続支援B型20人，短期入所10人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数156名（正職員103名，臨時職員等53名）
沿革	昭和48年8月 心身障害者総合援護施設（更生施設）はちくら居住区開設 昭和49年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）おおくら居住区開設 昭和52年8月 心身障害者総合援護施設（授産施設）まつくら居住区開設 昭和56年6月 心身障害者総合援護施設（更生施設）かまくら居住区開設 平成5年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）とがくら居住区開設 平成9年4月 「居住区」から「園」に名称変更 平成11年4月 各園を「センター機能」方式に変更 平成14年4月 知的障害者授産施設通所部開設 平成14年11月 船形コロニー解体宣言

沿 革	平成15年	4月	各園の「センター」機能方式の廃止 地域移行推進担当職員2名配置
	平成16年	4月	地域移行推進室設置
	平成17年	3月	知的障害者授産施設を廃止
	平成17年	4月	三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営 知的障害者更生施設通所部を設置 地域移行推進室を部に変更
	平成18年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける 知的障害者更生施設へ移行 入所定員の変更（定員300人） 「はちくら園（旧はちくら居住区）」を閉鎖
	平成18年	10月	障害者支援施設へ移行
	平成19年	4月	「旧セルフふながた（旧まつくら居住区）」を閉鎖
	平成23年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける
	平成23年	11月	新事業体系に移行し、施設入所支援・生活介護へ変更、通 所部が就労継続支援B型に変更

(平成27年4月1日現在)

◆年齢構成 (単位：人)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
男性	15	19	48	30	21	7	4	0	144
女性	6	5	10	18	18	6	2	1	66
計	21	24	58	48	39	13	6	1	210

※10代1名は20代に含む

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
全体	51歳	92歳	19歳
男性	46歳	82歳	19歳
女性	55歳	92歳	21歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
全体	18年9か月	41年6か月	0年1か月
男性	18年1か月	41年6か月	0年1か月
女性	20年7か月	41年6か月	0年1か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	合計
	男性	8	7	15	3	25	15	42	18	
女性	4	4	6	2	11	2	13	11	13	66
計	12	11	21	5	36	17	55	29	24	210

◆圏域別入所状況

(単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	38	8	29	30	13
女性	13	5	17	12	9
計	51	13	46	42	22

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	4	17	2	3	144
女性	1	7	1	1	66
計	5	24	3	4	210

◆障害支援区分 (単位:人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	47	40	42	14	1	0	144
女性	37	15	12	2	0	0	66
計	84	55	54	16	1	0	210

平均障害支援区分	4.98
----------	------

◆障害程度 (療育手帳) (単位:人)

区分	A	B	合計
男性	131	13	144
女性	62	4	66
計	193	17	210

◆障害程度 (身障手帳) (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無	合計
男性	22	10	6	2	0	0	104	144
女性	19	5	1	5	0	0	36	66
計	41	15	7	7	0	0	140	210

◆入退所状況の内訳 (単位:人)

年度	退所者数	地域移行者数				その他			新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		単身生活	家庭復帰	GH CH	施設替え (GH前提)	施設替え (移し替え)	死亡	その他 (長期入院)			
H15~20	314	2	8	156	50	49	46	3	53	477	216
H21	12	0	1	3	0	0	8	0	3	216	207
H22	12	0	0	4	0	1	7	0	15	207	210
H23	8	0	0	1	0	0	7	0	8	210	210
H24	8	0	0	0	0	0	8	0	7	210	209
H25	5	0	0	1	1	0	2	1	6	209	210
H26	12	0	0	1	0	0	10	1	12	210	210

◆年間利用実績 (単位：人)

年度	入所 (利用可能定員210人)		短期入所 (定員10人)	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	76,113	99.3%	10	1,720
H22	74,324	97.0%	26	1,549
H23	74,899	97.7%	33	1,666
H24	74,165	96.8%	33	1,603
H25	74,606	97.3%	33	1,350
H26	73,568	96.0%	28	867

◆高齢化の推移 (各年度4月1日現在)

年度	入所者数 ①	平均年齢	65歳以上		高齢化率	
			②	75歳以上	②/①	75歳以上割合
H15	449名	47.6歳	64名	20名	14%	4%
H21	216名	51.1歳	40名	10名	19%	5%
H22	206名	51.5歳	37名	15名	18%	7%
H23	209名	50.1歳	31名	15名	15%	7%
H24	209名	50.5歳	34名	14名	16%	7%
H25	209名	50.0歳	31名	12名	15%	6%
H26	210名	50.5歳	44名	15名	21%	7%

◆医療行為及び医療的ケア対象者 (単位：人)

施設名/支援内容	精神科薬服用	定期浣腸	インシュリン	胃瘻	喀痰吸引	人工肛門
おおくら園	40	0	0	0	0	0
かまくら園	51	4	0	0	0	0
とがくら園	57	20	3	5	1	1
合計	148	24	3	5	1	1

